平成２６年（フ）第３１６号
静岡県浜松市東区天龍川町227番地　エストレアＢ
債務者　星野　竜也
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
静岡県浜松市浜北区竜南380番地の２
債務者　鎌田　光子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２３号
長崎県島原市有明町湯江丙1771番地
破産者　前田小夜子
1　主文　当裁判所が平成26年７月16日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「長崎県島原市有明町湯江丙」とあるのを「長崎県島原市有明町湯江丙1771番地」と更正する。
2　決定年月日　平成26年９月24日
長崎地方裁判所島原支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６２号
静岡市清水区八木間町1778番地、商業登記簿上の本店所在地静岡市清水区八木間町2014番地
破産者　有限会社フレッシュランド
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８９号
東京都中央区銀座２丁目13番20号、主たる支店の住所名古屋市千種区東山元町６丁目12番地の１
破産者　株式会社宝永
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１８号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字狭間4635番地の６、従前の住所愛知県海部郡蟹江町富吉１丁目22番地　アピエス富吉東棟207号
破産者　大聖寿印章聖寿堂こと　堤　　敏一
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1749番地82
破産者　有限会社ブルーオーシャン
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２５９号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森71番地７
破産者　有限会社阿部土地
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２８８号
愛知県春日井市追進町３丁目40番地の１
破産者　株式会社バンテリアル
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３５号
堺市北区百舌鳥梅町３丁20番地の17
破産者　株式会社川田運輸
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
堺市堺区南旅篭町東４丁２―18
破産者　平成エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
神戸市灘区大石東町１丁目３番地６
破産者　有限会社アイム
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７３号
神戸市灘区大石東町１丁目３番地６
破産者　有限会社エコ・アイム
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１１号
兵庫県川西市加茂６丁目113番１号
破産者　株式会社ＯＣＭ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
高知市潮新町１丁目６番21号
破産者　有限会社北村工務店
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目６番地12
破産者　有限会社小松食品
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
横浜市保土ケ谷区境木本町１番７―104号、開始決定時の住所横浜市戸塚区上柏尾町307番地３
破産者　井上　貞利
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３０号
静岡県裾野市茶畑938番地の７
破産者　有限会社広満池
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
愛知県碧南市白沢町５丁目４番地
破産者　株式会社大正
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
愛知県安城市住吉町７丁目19番地３
破産者　有限会社ピーターパン洋菓子店
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係